

別記様式第八（第九条第三項、第十条関係）

在職中に再就職の約束をした場合の届出に係る失効届出

（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 50 条の 11 において準用する同法第 50 条の 7 第 1 項関連）

年 月 日

国立研究開発法人の長 あて

氏名

年 月 日付けの独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 50 条の 11 において準用する同法第 50 条の 7 第 1 項の規定による届出に係る約束の効力が失われましたので、届け出ます。